

中小会計基準に関する現状と今後の課題に関する一考察*

田中 真由美^{*1}

A Consideration about Present Circumstances and Future Themes in Small and Medium-sized Business Accounting Standards

Mayumi TANAKA^{*1}

^{*1} Department of Management and Information Sciences

In Japan, two small and medium-sized business accounting standards exist now. The former one is released in 2005. Former standard is difficult to be applied for finance division in small and medium-sized enterprises. So, only After 7 years, the latter one announced. Compared with the former and the latter one, the latter one is suitable for many small and medium-sized enterprises. But they do not penetrate. For Japan's economy, we require that regional financial institutions support small and medium-sized enterprises in such a method of reductions of interest payments if enterprises apply the latter accounting standards.

Key Words: 中小企業, 中小会計基準, 「中小会計指針」, 「中小会計要領」

1. 緒 言

わが国の会計基準が国際会計基準へのコンバージェンスを進める中, 上場企業とは資金調達的手段や事業活動の態様等が異なる中小企業の会計の在り方を検討する必要性が指摘され, 2002年3月より中小企業庁において「中小企業の会計に関する研究会」が設立された。その3年後の2005年3月に日本税理士連合会, 日本公認会計士協会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会が「中小企業の会計の統合に向けた検討委員会」を設置し, 同年8月に「中小企業の会計に関する指針」(以下: 「中小会計指針」と記す)を公表している。

しかしながら, 2010年2月に再び中小企業庁に「中小企業の会計に関する研究会」が設置されることとなる。中小企業庁はその後, 金融庁と共同で「中小企業の会計に関する検討会」を設置し, 新たに「中小企業の会計に関する基本要領」(以下: 「中小会計要領」と記す)の策定を検討し, その成果は2012年2月に「中小会計要領」として公表された。

上述したように, 現在, わが国においては中小企業に関する会計基準(以下: 「中小会計基準」と記す)として「中小会計指針」と「中小会計要領」の2つが存在しているのである。このように, 中小会計基準が相次いで設定された背景には, わが国における昨今の景気低迷と企業構成が大きく関与している。現在, わが国において, 大企業をはじめとする企業の数と割合はTable 1のとおりである。

Table 1 わが国における企業の数と割合

	企業数	割合
大企業	約 1.1 万	0.3%
中小企業	約 385.3 万 (中規模企業約 51 万)	99.7% (中規模企業 13.2%)
うち小規模事業者	約 334.3 万	86.5%

* 原稿受付 2015年2月27日

^{*1} 経営情報学科

E-mail: ma-tanaka@fukui-ut.ac.jp

【出所：『2014年版中小企業白書について（本文）』をもとに筆者作成】

Table 1 から見て取れるように、わが国において企業の大部分は中小企業を中心に構成されているといえる。しかしながら、中小企業は厳密には、中規模企業と小規模事業者に分類することができ、圧倒的に小規模事業者が多いことが分かる。中小企業基本法において中小企業と小規模事業者は次のように異なると定義されていることを補足しておく。

Table 2 中小企業基本法の定義における中小企業と小規模事業者の違い

業種	中小企業		うち小規模事業者
	資本金	または 従業員	従業員
製造業その他	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

【出所：『2014年版中小企業白書について（本文）』をもとに筆者作成】

昨今の景気低迷の起爆剤として、政府が中小企業にける期待は大きい。それは、2010年6月18日に閣議決定された「中小企業憲章」からも見て取れる。「中小企業憲章」の序文では次のように述べられている。

「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。・・・我が国は、現在、世界的な不況、環境・エネルギー制約、少子高齢化などによる停滞に直面している。中小企業がその力と才能を発揮することが、疲弊する地方経済を活気づけ、同時にアジアなどの新興国の成長をも取り込み日本の新しい未来を切り拓く上で不可欠である⁽¹⁾。・・・」

また、これまでのわが国の経済モデルは大企業依存型であった。しかしながら、東日本大震災といった天災、電力供給問題や未曾有の円高といった事業制約要因の増大や、人口減少・少子高齢化といった国内需要の減少および新興国の市場拡大といった販路・競争環境の変質が大企業の海外進出を促進させている。政府は、経済モデルにおいての大企業依存型から脱却するための方策として新たに厳しい内外環境を勝ち抜く自立的な中小企業を模索するようになったのである⁽²⁾。

しかしながら、厳しい内外環境を勝ち抜く自立的な中小企業が自発的に生じるとは考えられにくい。そこで、政府は中小企業が持つ潜在力・底力を最大限引き出し、戦略的経営力⁽³⁾を強化する必要があるとしてその具体的施策を講じているところである。そして、その具体的施策として(1)中小企業の財務経営力の強化、(2)支援機関と金融機関の連携強化、人材育成(3)経営支援の担い手の多様化・活性化⁽⁴⁾の3点を掲げている。

特に、(1)の中小企業の財務経営力の強化においては「中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、決算書の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが重要である。そのためには、記帳能力など中小企業の実態に即した会計ルールの整備、政策金融における会計の活用や期中管理（経営計画や資金計画の作成等）体制の定着、及び金融機関に対する説明能力の向上支援、ITクラウドによる高度な財務・経営データを活用した地域金融機関との関係構築支援を図るべきである⁽⁵⁾。」と述べている。これらを図示するとFig.1のとおりとなる。

上述の言葉は、中小企業にとって、会計が非常に重要であるということを示唆している。同時に、中小企業が会計を活用できていない現状が、決算書であるP/L（Profit and Loss statement：損益計算書、一定期間における企業の経営成績を示す表）やB/S（Balance Sheet：貸借対照表、一定時点における企業の財政状態を示す表）の信頼性の確保を阻害していると考えられる。地域金融機関等はP/LやB/Sをもとに資金供給や経営支援を行っているため、P/LやB/Sの信頼性の確保が阻害されている現状においては、資金調達力の向上も阻害されると考えられる。

政府は現状を打開する方策として中小企業の実態に即した会計ルールの整備を挙げている。そして、会計ルールを整備する方策として新しく「中小会計要領」が公表されている。本稿においては、まず第2章において、先に公表された「中小会計指針」について述べることにする。そして、「中小会計指針」のどのような点に変更され

て、「中小会計要領」として公表されたのかについて述べることにする。続く第3章において、「中小会計要領」の現状について述べることにする。最後に第4章において結論を述べることにする。

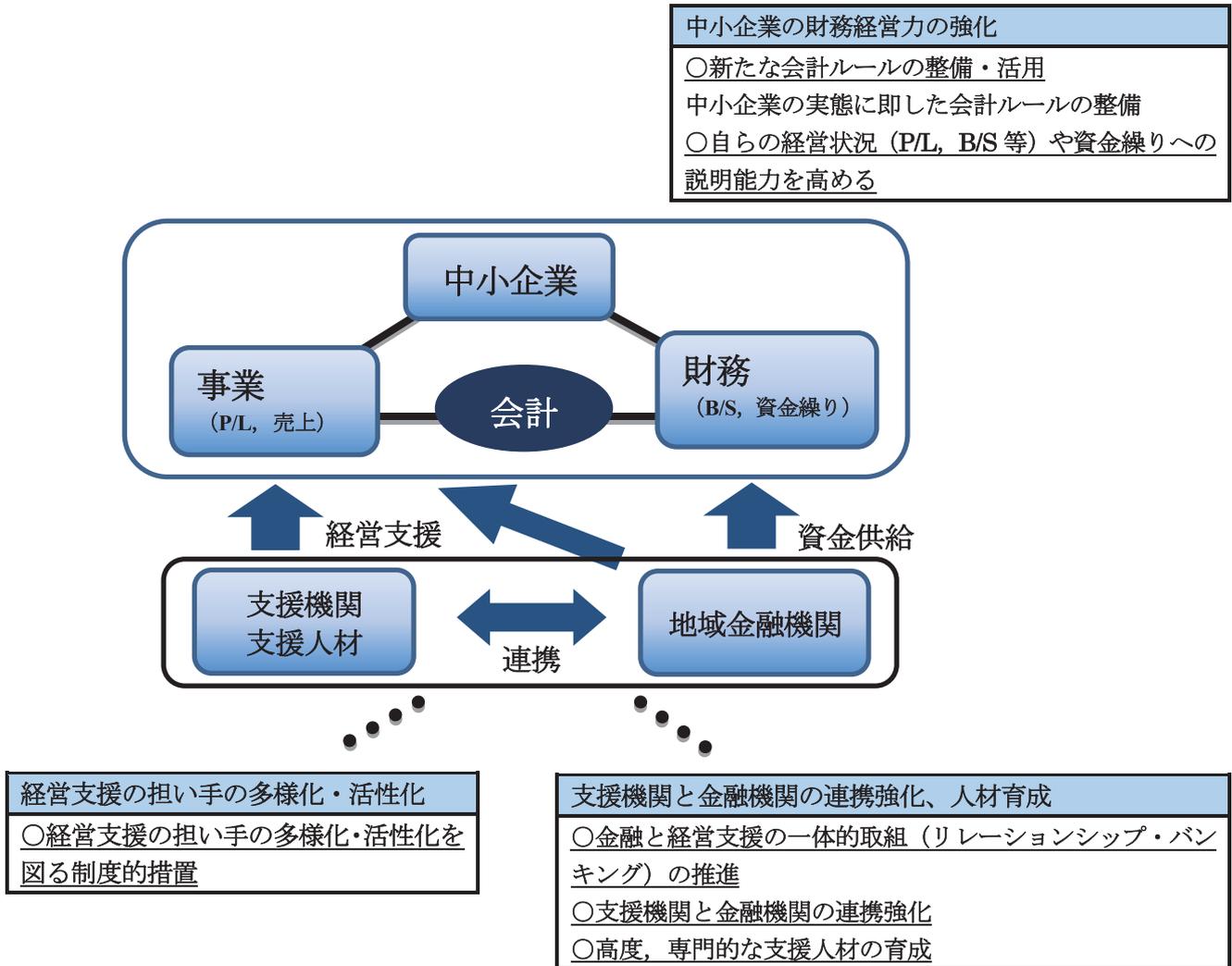


Fig.1 具体的施策のあり方

【出所：『Q&A 中小企業の新しい会計ルール-「中小企業の会計に関する基本要領」対応版』をもとに筆者作成】

2. 「中小会計指針」と「中小会計要領」の相違点

第1章で述べたように、2005年に「中小会計指針」が公表され、その7年後の2012年に「中小会計要領」が公表されている。本章においては、「中小会計指針」のどのような点に変更されて、「中小会計要領」として公表されたのかについて述べることにする。「中小会計指針」と「中小会計要領」の比較を行うことで、その相違点を明らかにしている。

まず「中小会計指針」の目的について述べることにする。

「中小会計指針は、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。・・・会社法において、取締役と共同して計算書類の作成を行う「会計参与制度」が導入された。本指針は、とりわけ会計参与が取締役と共同して計算書類を作成するに当たって拠ることが適当な会計のあり方を示すものである。・・・^{⑥)}」

会計参与制度とは、「会社法」(2005年6月29日成立、同年7月26日公布)において創設された制度である。会計参与は、主として中小企業の計算関係書類(会社法施行規則第2条第3項第11号に規定するものをいう。)

の記載の正確さに対する信頼を高めるため、会計に関する専門的識見を有する公認会計士（監査法人を含む。）または税理士（税理士法人を含む。）が、取締役（以下、委員会設置会社にあつては執行役とする。）と共同して計算関係書類を作成し、当該計算関係書類を会社とは別に備置き・開示する職務等を担うものである⁽⁷⁾。

続いて「中小会計指針」の方針について述べることにする。

「中小企業に限らず企業の提供する会計情報には、本来投資家の意思決定を支援する役割や、利害関係者の利害調整に資する役割を果たすことが期待されている。投資家と直接的な取引が少ない中小企業でも、資金調達先の多様化や取引先の拡大等に伴って、これらの役割が会計情報に求められることに変わりはない。その場合には、取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるよう、企業の規模に関係なく会計基準が適用されるべきである。本指針は、基本的に、このような考え方に基づいている⁽⁸⁾。」

上述の「中小会計指針」の目的と方針を鑑みる限り、想定されている中小企業は比較的規模の大きい会社、つまり中規模企業であると考えられる。これは、「会計参与制度」の導入から推測できるであろう。「会計参与制度」を導入できる会社は経理財務に関する体制が整備されており、なおかつ会計専門家に対する報酬を支払える資金を稼得していなければならないからである。

続いて「中小会計指針」における各論を概観する。しかしながら、その前に「中小会計指針」が年次ごとに見直し及び改正が行われていることを補足しておく。これまでの改正の経緯は以下のとおりである。

「中小会計指針」のこれまでの改正の経緯

2005年8月1日 ⇒ 2006年4月25日 ⇒ 2007年4月27日 ⇒ 2008年5月1日 ⇒ 2009年4月17日
⇒ 2010年4月26日 ⇒ 2011年7月20日 ⇒ 2013年2月22日 ⇒ 2014年2月3日
⇒ 2015年1月14日（公開草案の公表）

「中小会計指針」は1年に1回といった短期間で見直し及び改正が行われていることが見て取れる。見直し及び改正が行われるタイミングは、国際会計基準とのコンバージェンス等による企業会計基準の改訂の後である。それは次の言葉から裏付けられる。「日本税理士連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会の関係4団体が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」は、「中小会計指針」について、企業会計基準の改正等を踏まえて、見直しを行いました。・・・今般の中小会計指針の改正では、企業会計基準委員会が公表した各種の会計基準のうち、企業会計基準第〇〇号に対応した用語の見直し等を行っております⁽⁹⁾。」

したがって、「中小会計指針」の各論は少しずつ変化しているといえる。しかしながら、各論の項目数やその要点に大きな変化はないことを補足しておく。「中小会計指針」及び「中小会計要領」の各論はTable 3のとおりである。

Table 3 「中小会計指針」と「中小会計要領」の各論比較

「中小会計指針」		「中小会計要領」	
①金銭債権	⑪税金費用・税金債務	①収益、費用の基本的な会計処理	⑪引当金
②貸倒損失・貸倒引当金	⑫税効果会計	②資産、負債の基本的な会計処理	⑫外貨建取引等
③有価証券	⑬純資産	③金銭債権及び金銭債務	⑬純資産
④棚卸資産	⑭収益・費用の計上	④貸倒損失、貸倒引当金	⑭注記
⑤経過勘定等	⑮外貨建取引等	⑤有価証券	
⑥固定資産	⑯組織再編の会計 (企業結合会計及び事業 分離会計)	⑥棚卸資産	
⑦繰延資産	⑰個別注記表	⑦経過勘定	
⑧金銭債務	⑱決算公告と貸借対照表 及び損益計算書並びに株	⑧固定資産	

	主資本等変動計算書の例示		
⑨引当金		⑨繰延資産	
⑩退職給付債務・退職給付引当金		⑩リース取引	

【出所：『中小企業の会計に関する指針』及び『中小企業の会計に関する基本要領』をもとに筆者作成】

Table 3 から見て取れるように、「中小会計指針」の各論の項目数は 18 項目であるのに対し、「中小会計要領」の各論の項目数は 14 項目と若干少ない。また、その順番も異なっている。「中小会計指針」が金銭債権から始まっているのに対し、「中小会計要領」は収益、費用の基本的な会計処理から始まっている。また、「中小会計指針」における税効果会計と組織再編の会計は「中小会計要領」には存在しない。

上述の税効果会計とは、納税義務額を期間配分する会計手続きのことをいうが、これは発生主義会計のもとでの税金費用と税務上の負債を、課税の源泉となる取引や事象が発生した期間に、税引前利益に対応づけて計上する必要から生じるものである⁽¹⁰⁾。組織再編の会計とは、「企業結合」に関する会計手続きと「事業分離」に関する会計手続きから構成されるものをいうが、そもそも組織再編とは、その目的が会社の合併・親子関係形成・分割のいずれかから生じるものである⁽¹¹⁾。これら 2 つの各論から想定されている中小企業は比較的規模の大きい会社、つまり中規模企業であると考えられる。これは、納税義務額の大きさが問題となる点（税効果会計）や合併・分割等、企業規模の拡大及び縮小が問題となる点（組織再編の会計）から推測できるであろう。

続いて各論の内容についてであるが、すべての論点の比較検討は冗長的になると思われるので、1 つの論点、本稿では有価証券に絞って比較を行うこととする。それを Table 4 及び Table 5 で記すと以下のとおりであった。

Table 4 有価証券の要点に関する比較

「中小会計指針」 有価証券の要点	「中小会計要領」 有価証券の要点
<p>有価証券（株式、債券、投資信託等）は、保有目的の観点から、以下の 4 つに分類し、原則として、それぞれの分類に応じた評価を行う。</p> <p>(1) 売買目的有価証券、(2) 満期保有目的の債券 (3) 子会社株式及び関連会社株式、(4) その他有価証券</p> <p>有価証券は、「売買目的有価証券」に該当する場合を除き、取得原価をもって貸借対照表価額とすることができる。ただし、「その他有価証券」に該当する市場価格のある株式を多額に保有している場合には、当該有価証券は時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額（税効果考慮後の額（第 61 項参照））は純資産の部に計上する。</p> <p>市場価格のある有価証券を取得原価で貸借対照表に計上する場合であっても、時価が著しく下落したときは、将来回復の見込みがある場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は特別損失に計上する。</p>	<p>有価証券は、原則として、取得原価で計上する。売買目的の有価証券を保有する場合は、時価で計上する。</p> <p>有価証券の評価方法は、総平均法、移動平均法等による。</p> <p>時価が取得原価よりも著しく下落したときは、回復の見込みがあると判断した場合を除き、評価損を計上する。</p>

【出所：『中小企業の会計に関する指針』及び『中小企業の会計に関する基本要領』をもとに筆者作成】

日本税理士会連合会は、これらをもとに、「中小会計指針」の適用に関するチェックリスト及び「中小会計要領」の適用に関するチェックリストを作成している。上述のチェックリストは地域金融機関等が中小企業に融資する際の資料として求めているものである。チェックリストの中での有価証券に関する部分は以下のとおりであった。

Table 5 チェックリストの中での有価証券に関する部分

「中小会計指針」の適用に関するチェックリスト	「中小会計要領」の適用に関するチェックリスト
勘定科目：有価証券	勘定科目：有価証券
有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価されているか。	有価証券がある場合、原則として、取得原価で計上し、売買目的の有価証券については、時価で計上したか。
売買目的有価証券がある場合、時価が貸借対照表価額とされ、評価差額は営業外損益とされているか。	時価が取得原価よりも著しく下落した有価証券を保有している場合、回復の見込みがあると判断したときを除き、評価損を計上したか。
市場価格のあるその他有価証券を保有する場合、それが多額であるか否かによって適正に処理されているか。	
時価が取得原価より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、それが時価で評価され、評価差額は特別損失に計上されているか。	
その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、それについて相当の減額がなされ、評価差額は当期の損失として処理されているか。	

【出所：『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト及び『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリストをもとに筆者作成】

Table 4 及び Table 5 から「中小会計指針」においては、有価証券をその保有目的別に詳細に分類し、それぞれの分類に応じた評価額を貸借対照表上に記載することを定めていることが見て取れる。その一方で、「中小会計要領」においては、有価証券を詳細に分類することなく、その評価額を貸借対照表上に記載することを定めていることが見て取れる。つまり、「中小会計指針」は全般的に見ても、各論から見ても「中小会計要領」よりより詳細な記載及びより高度な会計処理を要求していることが分かる。これは、大企業が準拠すべき「企業会計基準」に近い形である。

また、前述したように「企業会計基準」は国際会計基準に沿って改訂が行われているため、「企業会計基準」に近い形である「中小会計指針」も国際会計基準に沿って改訂が行われる。つまり、国際会計基準の影響を受けているといえるのであるが、国際会計基準の影響を受けている場合、「中小会計指針」のこれまでの改正の経緯で述べたように、毎年のように改訂が行われるようになるのである。

上述のような「中小会計指針」の特徴は、中小企業経営者に対して「中小会計指針」に準拠するモチベーションの低下をもたらしている。中小企業庁が行った中小企業の会計に関する実態調査においては次のような報告がなされている。

まず、「中小会計指針」に準拠した計算書類の作成状況に関して、「完全に準拠している」と回答したのはわずか15.9%であった⁽¹²⁾。「中小会計指針」に準拠しない理由として Table 6 のような回答が得られた。

Table 6 「中小会計指針」に準拠しない理由

(1) 税法基準により作成しているから	49.4%
(2) 経理担当者がいない/少ないから	14.6%
(3) 対応できるシステムがないから	13.5%
(4) 事務負担・手続きが増えるから	7.9%
(5) 「中小会計指針」が難しいから	6.7%

(6) 会計専門家への支払いが増えるから	5.6%
(7) 準拠する必要がないから	2.0%
(8) その他	13.5%

【出所：『平成 21 年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書』をもとに筆者作成】

つまり、「中小会計指針」への準拠は、中小企業にとって「中小会計指針」を理解し、利用できるスタッフとシステムを具備しなければならないというコストと時間の問題、運用にあたっての事務負担・手続きの増加の問題を生じさせる。また、税法基準での作成が容認されているという時点においては、あえて「中小会計指針」に準拠するというモチベーションが働かないのも容易に理解できるであろう。そこで、「中小会計指針」に対して望むことという問いかけを行ったところ、Table 7 のような回答が得られた。

Table 7 「中小会計指針」に対して望むこと

(1) 極力簡便な会計処理とする視点を重視してほしい	34.4%
(2) 経営管理にも役立つような会計処理とする視点を重視してほしい	21.9%
(3) 税務と一致した会計基準としてほしい	21.7%
(4) 税務会計で十分である	14.7%
(5) 上場企業に近い会計処理とする視点を重視してほしい	4.4%
(6) その他	3.0%

【出所：『平成 21 年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書』をもとに筆者作成】

Table 6 及び Table 7 の結果から企業側は極力簡便な会計処理方法を要求しており、その背景には「中小会計指針」を理解し、利用できるスタッフやシステムが存在しないといった企業側の制約要因を鑑みることができよう。これらを考慮する形で「中小会計要領」が公表され、次のようにその目的を述べている。

「中小会計要領は、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。・・・本要領は、計算書類等の開示先や経理体制等の観点から、・・・中小会計指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業を対象に、その実態に即した会計処理のあり方を取りまとめるべきとの意見を踏まえ、以下の考えに立って作成されたものである。

- (1) 中小企業の経営者が活用しようと思えるよう、理解しやすく、自社の経営状況の把握に役立つ会計
- (2) 中小企業の利害関係者（金融機関、取引先、株主等）への情報提供に資する会計
- (3) 中小企業の実務における会計慣行を十分に考慮し、会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計
- (4) 計算書類等の作成負担は最小限に留め、中小企業に過重な負担を課さない会計⁽¹³⁾

まず (1) に関してであるが、「中小会計要領」では経営者が自社の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することを重視するために、記帳の重要性を強調している⁽¹⁴⁾。それは次のように表されている。

「中小会計要領の利用にあたっては、適切な記帳が前提とされている。経営者が自社の経営状況を適切に把握するために記帳が重要である。記帳は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って行い、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない⁽¹⁵⁾。」

続いて (2) に関してであるが、「中小会計要領」では株式公開を目指さない中小企業の重要な利害関係者である金融機関が融資審査に必要な情報提供に重点を置いた開示（受取手形割引・裏書譲渡額注記等）に配慮している⁽¹⁶⁾。それは次のように表されている。

「受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額は、貸借対照表の注記とする⁽¹⁷⁾。」通常、取得価額で計上した受取手形を取引金融機関等で割引いたり、裏書きをして取引先に譲渡した場合は、受取手形は貸借対照表に計上されなくなるが、経営者や金融機関が企業の資金繰り状況を見る上で、受取手形の割引額や裏書譲渡額の情報が必要であるため、受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額を注記することとしている⁽¹⁸⁾。

(3) に関してであるが、会社法上の計算書類に基づいて税法上の課税所得計算を行うとする考え方を維持し、安定的な会計ルールとするために、国際会計基準の影響を受けないものとしている⁽¹⁹⁾。それは次のように表されている。

「中小会計要領は、安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けないものとする⁽²⁰⁾。」

国際会計基準の影響を受けない一方で、税法で認められている会計処理等、例えば棚卸資産の最終仕入原価法や貸倒引当金の法定繰入率について採用可能としている⁽²¹⁾。

(4) に関してであるが、Table 2で述べているように、中小企業の実務で使用されている14項目に限定して指示している。それ以外の会計処理等に関しては、企業の実態等に応じて、企業会計基準、中小会計指針、法人税法で定める処理のうち会計上適当と認められる処理、その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の中から選択して適用することを認めている⁽²²⁾。

上述してきたことを要約すると、「中小会計指針」は国際会計基準の影響を受けて何度も改訂が行われ、かつ高度な会計処理を要求している。これに対し、「中小会計要領」は何度も改訂が行われないよう国際会計基準の影響を受けず、かつ簡便な会計処理を認めている。中小企業の実態に即した会計ルールを整備する方策として新しく「中小会計要領」が公表されるという事実をも鑑みると、対象企業を中小企業と広く捉えるのではなく、中規模企業と小規模事業者、これらそれぞれに適した会計基準として「中小会計指針」と「中小会計要領」が公表されたと考えられる。そのため、中小会計基準として二つの会計基準が併存するようになったのである。

3. 「中小会計要領」の現状

前述してきたように、2005年に「中小会計指針」が公表され、その7年後の2012年に「中小会計要領」が公表されている。現時点において、「中小会計要領」の普及及び活用は今一つ浸透していないように見受けられる。

それは2014年3月11日に開催された「中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ」のフォローアップから鑑みることができる。ワーキンググループは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会、中小企業家同友会全国協議会、全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、全国信用保証協会連合会、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、中小企業診断協会、企業会計基準委員会、中小企業基盤整備機構、金融庁、中小企業庁から構成されている。

フォローアップにおいて「ワーキンググループでは、中小企業が「中小会計要領」に従った会計処理を行うことは、自社の経営状況を的確に把握し、適切な経営判断を行うために必要であるとともに、金融機関等の利害関係者に対して、正確に自社の財務情報や経営状況を説明するために有益であり、「中小会計要領」を中小企業に普及し活用の促進を図ることの重要性が再確認された。さらに、「中小会計要領」の普及・活用を促進するためには、中小企業の支援にかかわる全ての関係者による個々の中小企業の実態に応じた指導・助言が特に重要であることが確認された。ワーキンググループでは、「中小会計要領」の集中広報・普及期間として設定している2012年度から2014年度までの3年間において、引き続き各機関・団体が一丸となって、「中小会計要領」の普及・活用促進を図っていくことが確認された⁽²³⁾・・・」と述べられている。

その一方で、信用保証協会が、「中小会計要領」を会計ルールとして採用する中小企業に対して、信用保証料率を割り引く制度を開始している⁽²⁴⁾。信用保証協会とは、信用保証協会法（1953年8月10日法律第196号）に基づき、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関である。中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金を調達する際、信用保証協会は「信用保証」を通じて、資金調達をサポートする⁽²⁵⁾。上述の全国信用保証協会連合会とは全国51の信用保証協会の活動をサポートする組織のことである。

その他にも日本政策金融公庫における「中小企業会計活用強化資金」融資制度の創設や同じく日本政策金融公庫における「会計関連融資制度」の拡充を挙げることができる。前者の「中小企業会計活用強化資金」融資制度とは、「中小会計要領」に準拠した計算書類の作成及び期中における資金繰り管理等の会計活用を目指す中小企業に対し、2012年から優遇金利（基準利率▲0.4%）で貸付を行う融資制度⁽²⁶⁾のことである。後者の「会計関連

融資制度」とは、「中小会計要領」を適用している小規模企業に対し、2012年から利率を▲0.2%優遇する融資制度⁽²⁷⁾のことである。

地域金融機関も「中小会計要領」の適用に関するチェックリストを利用した金融商品を取り扱い始めている。これらを取り扱っている金融機関はTable 8のとおりであった。

Table 8 「中小会計要領」の適用に関するチェックリストを利用した金融商品を取り扱う金融機関

地域	金融機関	商品
北海道地域	北洋銀行	ほくよう中小会計要領活用型経営力強化ローン
東北地域	二本松信用金庫	まつしん法人会・税理士会パートナーローン
	相双信用組合	パートナーローン
関東地域	東日本銀行	ニュービガー, スーパービガー
	三浦藤沢信用金庫	税理士紹介ローン 2000
	京葉銀行	αBANK ビジネスサポートローン
	西武信用金庫	西武中小会計要領活用ローン
東海地域	中栄信用金庫	なかしん税理士ご紹介ローン
	遠州信用金庫	中小企業会計活用・応援ローン
	磐田信用金庫	いわしん会計経営力サポート資金
	豊川信用金庫	パートナー, パートナーA
	大垣共立銀行	「中小企業会計」活用ローン
	島田信用金庫	税理士連携ローン, TKC 経営者ローン
	静岡中央銀行	しずちゅう中小企業会計活用資金
	飛騨信用組合	中小企業会計活用ローン
	浜松信用金庫	はましん中小企業会計アシスト資金
	中国地域	トマト銀行
鳥取信用金庫		とりしん中小企業会計活用ローン
広島銀行		中小企業経営力強化融資制度

【出所：中小企業庁：「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストを利用した金融商品を取り扱う金融機関, <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/sien/kinyukikan.htm> をもとに筆者作成】

例えば、静岡中央銀行は「しずちゅう中小企業会計活用資金」という金融商品を提供している。静岡中央銀行はこの金融商品について以下のように説明している。

「本商品は、新しい会計ルールを活用、適時適切な財務情報の開示により、財務経営力の強化に努める中小企業者の方に対し、・・・金利優遇を行う商品です。2012年2月に公表された「中小会計要領」等を活用し、経営力・資金調達力強化を目指す中小企業者の方に対して、税理士（税理士法人等）との連携も活用し、様々な資金需要にお応えしてまいります。

金利優遇 原則▲0.2%

ご利用条件：日本税理士会連合会作成の「中小会計要領」の適用に関するチェックリストで、税理士の記名・捺印のあるものを提出できる事業者の方⁽²⁸⁾」

同様に、大垣共立銀行は「中小企業会計」活用ローンという金融商品を提供している。大垣共立銀行はこの金融商品について以下のように説明している。

「「中小企業会計」を適用している事業者向けの融資商品です。「中小企業会計」を活用し、適正な財務情報の開示に取り組む中小企業のみなさまを対象に、ご融資金利を低く設定いたします。

金利優遇 ▲0.50%

ご利用条件：税理士等の記名・捺印がある「中小会計要領」の適用に関するチェックリストをご提出いただける方⁽²⁹⁾」

上述してきたように、信用保証協会や日本政策金融公庫といった公的機関が「中小会計要領」を会計ルールとして採用する中小企業・小規模事業者に対して、信用保証料率の割引や貸付金利の優遇を行うといった方策で「中小会計要領」の普及に努めている。また、地域金融機関も同様の方策で「中小会計要領」の普及に努めている。しかしながら、Table 8 から見て取れるように、実施している地域金融機関数が少ないのが現状である。

4. 結 言

上場企業とは資金調達的手段や事業活動の態様等が異なる中小企業の会計の在り方を検討する必要性が指摘され、その結果、2005年に「中小会計指針」が公表され、その7年後の2012年に「中小会計要領」が公表されている。本稿の第2章で見てきたように、「中小会計指針」は国際会計基準の影響を受けて何度も改訂が行われ、かつ高度な会計処理を要求するといった特徴を有しているのに対し、「中小会計要領」は何度も改訂が行われないよう国際会計基準の影響を受けず、かつ簡便な会計処理を認めている。このような相違点等から、「中小会計指針」と「中小会計要領」の二つの中小会計基準が併存するようになったのは、中小企業の実態に即した会計ルールの整備という観点から鑑みると、中小企業という広い枠組みではなく、中規模企業と小規模事業者それぞれに適した会計基準の設定がその背景にあると考えられる。

しかしながら、本稿の第3章で見てきたように、「中小会計要領」の普及及び活用が今一つ浸透していないのが現状である。これは「中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ」におけるフォローアップや「中小会計要領」の適用に関するチェックリストを利用した金融商品を取り扱う地域金融機関数が少ないことからも見取れる。つまり、「中小会計要領」の普及に向けて地域金融機関からのサポートの素地がまだまだ少ないということである。政府が望む中小企業を中心とした日本経済の復活を果たすべく、今、中小企業と地域金融機関との連携は必要不可欠であると思われる。そのためにも、地域金融機関には積極的に「中小会計要領」の適用に関するチェックリストを利用した金融商品を取り扱うよう望む次第である。特に、中小企業が多く存在する北陸地域の金融機関に対して強く望む次第である。

文 献

- (1) 『中小企業憲章』, 2010年6月18日閣議決定。
- (2) 株式会社TKC出版, 『Q&A 中小企業の新しい会計ルール「中小企業の会計に関する基本要領」対応版』, 2012年。
- (3) 企業会計基準委員会, 『非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書』, 2010年。
- (4) 中小企業政策審議会企業力強化部会, 『中間とりまとめ グローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方』, 2011年12月。
- (5) 中小企業の会計に関する検討会, 『中小企業の会計に関する基本要領』, 2012年。
- (6) 中小企業の会計に関する検討会, 『「中小企業の会計に関する基本要領」(中小会計要領)の概要』, 2012年。
- (7) 中小企業の会計に関する検討会ワーキング・グループ, 『「中小会計要領」に係る普及・活用に向けた取り組みのフォローアップについて』, 2014年。
- (8) 中小企業庁, 『平成21年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書』。
- (9) 中小企業庁, 『平成22年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書』。
- (10) 日本公認会計士協会, 日本税理士会連合会, 日本商工会議所, 企業会計基準委員会, 『中小企業の会計に関する指針』, 2005年, 改正2006年~2015年現在まで。
- (11) 日本税理士会連合会, 『「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリスト』。
- (12) 日本税理士会連合会, 『「中小企業の会計に関する指針」の適用に関するチェックリスト』。
- (13) 一般社団法人全国信用保証協会連合会: 信用保証協会と信用保証制度,
<http://www.zensinhoren.or.jp/guarantee-system/index.html> (参照日2015年2月19日)。
- (14) 中小企業庁, 信用保証協会が行う中小企業の会計処理による割引制度の見直し,
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2013/0128Waribiki.htm> (参照日2015年2月14日)。

- (15) 中小企業庁：「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストを利用した金融商品を取り扱う金融機関，<http://www.chusyo.meti.go.jp/zaimu/youryou/sien/kinyukikan.htm>（参照日 2015 年 2 月 26 日）。
- (16) 中小企業庁：「中小会計要領」の活用に対する支援策，
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/sien/index.htm>（参照日 2015 年 2 月 20 日）。
- (17) 日本税理士連合会：中小企業会計指針・中小企業会計基本要領，
<http://nichizeiren.or.jp/taxaccount/indicator.html>（参照日 2015 年 2 月 22 日）。
- (18) 大垣共立銀行：「中小企業会計」活用ローン，http://www.okb.co.jp/company/kaikei_katsuyo.html（参照日 2015 年 2 月 23 日）。
- (19) 静岡中央銀行：「しずちゅう中小企業会計活用資金」取扱開始のご案内，
<http://www.shizuokachuo-bank.co.jp/news/121001b.html>（参照日 2015 年 2 月 23 日）。
- (20) 桜井久勝，『財務会計講義第 15 版』，中央経済社，2014 年。

文末脚注

- (1) 『中小企業憲章』，2010 年 6 月 18 日閣議決定。
- (2) 中小企業政策審議会企業力強化部会，『中間とりまとめ グローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方』，2011 年 12 月。
- (3) 戦略的経営力として (1) 財務経営力（財務状況を認識し，それに基づいた的確な経営方針を構築する力），(2) 資金の確保・調達力，(3) 成長のための知恵・知識・ノウハウ，(4) 国際競争に耐えうる技術力・人材の 4 点を掲げている。
- (4) 中小企業政策審議会企業力強化部会，『中間とりまとめ グローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方』，2011 年 12 月。
- (5) 中小企業政策審議会企業力強化部会，『中間とりまとめ グローバル競争下における今後の中小企業政策のあり方』，2011 年 12 月。
- (6) 日本公認会計士協会，日本税理士連合会，日本商工会議所，企業会計基準委員会，『中小企業の会計に関する指針』，2006 年。（『中小企業の会計に関する指針』は 2005 年に策定されているが，2006 年に改正が行われており，改正された条文を参考にしているため，2006 年と記載している。）
- (7) 日本公認会計士協会，日本税理士連合会，『会計参与の行動指針』，2006 年。
- (8) 日本公認会計士協会，日本税理士連合会，日本商工会議所，企業会計基準委員会，『中小企業の会計に関する指針』，2006 年。
- (9) 日本税理士連合会：中小企業会計指針・中小企業会計基本要領，
<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/indicator.html>
- (10) 桜井久勝，『財務会計講義第 15 版』，中央経済社，2014 年，224 頁。
- (11) 桜井久勝，『財務会計講義第 15 版』，中央経済社，2014 年，263 頁。
- (12) 中小企業庁，『平成 21 年度中小企業の会計に関する実態調査事業集計・分析結果報告書』。
- (13) 中小企業の会計に関する検討会，『中小企業の会計に関する基本要領』，2012 年。
- (14) 株式会社 TKC 出版，『Q&A 中小企業の新しい会計ルールー「中小企業の会計に関する基本要領」対応版』，2012 年，6 頁。
- (15) 中小企業の会計に関する検討会，『中小企業の会計に関する基本要領』，2012 年。
- (16) 株式会社 TKC 出版，『Q&A 中小企業の新しい会計ルールー「中小企業の会計に関する基本要領」対応版』，2012 年，6 頁。
- (17) 中小企業の会計に関する検討会，『中小企業の会計に関する基本要領』，2012 年。
- (18) 株式会社 TKC 出版，『Q&A 中小企業の新しい会計ルールー「中小企業の会計に関する基本要領」対応版』，2012 年，6 頁。
- (19) 株式会社 TKC 出版，『Q&A 中小企業の新しい会計ルールー「中小企業の会計に関する基本要領」対応版』，2012 年，6 頁。
- (20) 中小企業の会計に関する検討会，『中小企業の会計に関する基本要領』，2012 年。
- (21) 株式会社 TKC 出版，『Q&A 中小企業の新しい会計ルールー「中小企業の会計に関する基本要領」対応版』，2012 年，6 頁。
- (22) 中小企業の会計に関する検討会，『中小企業の会計に関する基本要領』，2012 年。

⁽²³⁾ 中小企業の会計に関する検討会ワーキンググループ、『「中小会計要領」に係る普及・活用に向けた取り組みのフォローアップについて』, 2014年.

⁽²⁴⁾ 中小企業庁：信用保証協会が行う中小企業の会計処理による割引制度の見直し,

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/2013/0128Waribiki.htm>

⁽²⁵⁾ 一般社団法人全国信用保証協会連合会：信用保証協会と信用保証制度,

<http://www.zensinhoren.or.jp/guarantee-system/index.html>

⁽²⁶⁾ 中小企業庁：「中小会計要領」の活用に対する支援策,

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/sien/index.htm>

⁽²⁷⁾ 中小企業庁：「中小会計要領」の活用に対する支援策,

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/sien/index.htm>

⁽²⁸⁾ 静岡中央銀行：「しずちゅう中小企業会計活用資金」取扱開始のご案内,

<http://www.shizuokachuo-bank.co.jp/news/121001b.html>

⁽²⁹⁾ 大垣共立銀行：「中小企業会計」活用ローン, http://www.okb.co.jp/company/kaikei_katsuyo.html

(平成 27 年 3 月 31 日受理)